

議案第44号

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月7日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一部が令和6年5月27日付で改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例（案）

木津川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年木津川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>（7） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p>

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
3 教育委員会	木津川市就学援助費支給要綱(令和6年木津川市告示第45号)に基づく就学援助に関する事務であって規則で定

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。この場合において、同表第2の1の項第4欄中「住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項」とあるのは、「住民基本台帳法第7条第1号から第8号までに規定する事項」と読み替えるものとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
3 教育委員会	木津川市就学援助費支給要綱(平成27年木津川市教育委員会告示第4号)に基づく就学援助に関する事務であつ

	めるもの（ただし、同要綱第4条第1項第9号に掲げる医療費を除く。）
(略)	
8 市長	生活保護法に準じ、生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)			

	て規則で定めるもの（ただし、同要綱第4条第1項第9号に掲げる医療費を除く。）
(略)	
8 市長	生活保護法に準じ、生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)			
<u>5 教育委員会</u>	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65</u>	<u>市長</u>	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> によ

号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

る障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関

			<u>係情報、中国残</u> <u>留邦人等支援</u> <u>給付等に関する</u> <u>情報及び特別児</u> <u>童扶養手当関</u> <u>係情報であって</u> <u>規則で定めるも</u> <u>の</u>
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。